

2026 年 7 月 24 日

連絡先：

金杜法律事務所

特許部 パートナー弁理士 馬 立栄（日本語可）

北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼 18 階

malirong@cn.kingandwood.com

D: +86 10 5878 5120 | M: +86 13641661068（中国） | M: +81 80 5912 5678（日本）

政策・ニュース

第 14 期全国人民代表大会常務委員会において改訂後の新商標法を審議・可決 商標法施行 40 年以上で初の全面改訂

2026 年 6 月 26 日、第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 23 回会議において、新たに改訂された商標法（以下「新商標法」という。[参照リンクはこちら](#)）が審議・可決され、2027 年 1 月 1 日から施行される。これは、商標法が 1983 年に施行されて以来 40 年以上で初めての全面改訂であり、主な内容は以下の通りである。

- 1) 商標登録要件の整備に関し、新商標法は商標登録要件について規定するための章を新設し、集約的に規定した。一方で、モバイルインターネット及びデジタル伝播技術の発展に積極的に対応し、商標として登録可能な要素の範囲を拡大し、動的標識及びそれと関連する要素の組合せを商標として出願・登録できる旨を追加規定した。他方で、商標登録要件をさらに厳格に規範化した。中国共産党の名称、党旗、党徽、勳章または重要な理論的成果、歴史的出来事に関連する標識的要素等と同一または類似の標識は、商標として登録または使用することができない旨を明確にした。商品の性質自体から生じるもの、技術的効果を得るために必要なもの、または商品に実質的価値を与える色彩の組合せ、音、動的効果等のみからなるものは商標として登録できない旨を規定した。使用を目的とせず、かつ正常な生産経営の需要を明らかに超えて商標を出願したものについては、登録を認めない旨を明確にした。同時に、商標管理の予防の窓口をさらに前倒し、商標出願人に悪意による商標出願行為が存在し不良な影響を生じさせた場合、商標法執行を担当する機関が警告を発し、10 万元以下の罰金を併科することができる旨を規定した。
- 2) 馳名商標関連制度の整備に関し、新商標法は馳名商標の保護を強化し、同一でも類似でもない商品における他人の登録済み馳名商標の先取り登録の禁止を、登録の有無を問わず先取り登録を禁止するよう拡大し、登録の有無によって馳名商標のカテゴリを超えた保護の可否を区別しないこととした。馳名商標の「認定」を過度に追求する現象を抑制するため、商標の馳名状況に対する「認定」という表

現を「確認」に改め、国務院商標管理機関が不正競争事件を処理する際、または最高人民法院が指定する人民法院が不正競争事件を審理する際に、商標の馳名状況について「確認」を行うことができる旨を追加規定した。中国の一部企業の商標が海外で先取り登録される等の現象に鑑み、海外での商標登録審査・審理または商標事件の処理過程において、当該商標が中国国内で関連公衆に周知されていることを証明する必要がある場合、当事者の請求に応じ、国務院商標管理機関が関連規定に従い商標の馳名状況について確認を行うことができる旨を追加規定した。

- 3) 商標管理の強化に関し、新商標法は複数の措置を講じて商標の全段階にわたる管理体制を強化した。第一に、審査・登録を厳格に行い、商標出願人が標識に欺瞞性があることを知りながら出願して不良な影響を生じさせた場合、または使用を目的とせず正常な生産経営の需要を明らかに超えて商標を出願して不良な影響を生じさせた場合、いずれも相応の法的責任を負う旨を規定した。商標代理機構が知り、または知るべきであったにもかかわらず委託を受けた場合も、相応の法的責任を負う。職権濫用、職務怠慢、私利私欲による不正行為によって不適切に商標登録を許可した公務員に対し、法に従い処分を与える。第二に、「心機商標（訳注：下心をもって、計算した商標）」を厳格に規制し、「心機商標」等を利用して公衆を誤導する方式で登録商標を使用した場合、商標法執行を担当する機関が期限付きで是正を命じ、相応の罰金を併科し、期限を過ぎても是正しない場合は国務院商標管理機関が当該登録商標を取り消す旨を規定した。

最高人民法院が植物新品種案件の技術的事実解明業務指針を公布

2026年6月9日、最高人民法院は「人民法院植物新品種案件の技術的事実解明業務指針」（以下「指針」という。[参照リンクはこちら](#)）を公布した。全40条からなり、総則、鑑定委託、専門家意見、専門家補助、技術調査、専門家参審、技術コンサルティング、監督管理の8章に分かれ、主な内容は以下の通りである。

- 1) 多元的・協同的な技術的事実解明メカニズムの構築に関し、「指針」は植物新品種案件の技術的事実に、品種の同一性認定、血縁関係認定、派生関係認定、及びその他の技術的事実が含まれることを明確にした。品種の同一性、血縁関係、派生関係等の専門的問題に関し、「指針」は、当事者が当該技術的事実問題について人民法院に鑑定を申請できるほか、自ら専門機関または関係者に委託して専門家意見を作成させたり、専門的知識を有する者の出廷を申請して専門技術問題について意見を述べさせることができる旨を明確にした。技術調査官は合議庭が確定した技術的事実問題に対し技術調査意見を提出すべき旨を明確にした。相応の専門的知識を有する人民参審員は、技術的事実解明問題について独立して明確な意見を発表し、法に従い議決権を行使すべき旨を明確にした。合議庭は技術的事実問題について司法技術人員または外部の専門機関、技術専門家にコンサルティングでき、また必要に応じて専門家コンサルティング会議を組織できる旨を明確にした。

- 2) 鑑定委託手続と検査方法体系の規範化に関し、「指針」は、当事者が証拠提出期間の満了前に鑑定申請を行うべき旨を明確にし、論理的推論と生活経験に基づき認定でき、既存の証拠で既に解明できる、または証明すべき事実と関連性がない等の状況に該当するものについては、人民法院は鑑定申請を許可しない旨を明確にした。立証責任を負わない当事者が鑑定に同意しないことは、鑑定委託業務の開展に影響を及ぼさない。対照サンプルの階層選択を規範化し、原則として品種行政主管機関が保存する標準サンプルまたはその遺伝子指紋スペクトルを優先的に選択し、次にその他の公式機関が保存するサンプルを選択し、前記サンプルがない場合は権利者が自ら提供し、その帰属を説明できることとした。当事者が鑑定意見に異議を唱えた場合、鑑定機関、鑑定人は出廷して証言しなければならず、正当な理由なく出廷を拒否した場合、当該鑑定意見は事実認定の根拠とすることができない。
- 3) 監督管理の強化と鑑定期間の規範化に関し、「指針」は、鑑定機関、鑑定人に業務範囲を超える鑑定、虚偽鑑定、正当な理由のない鑑定遅延等の法律法規違反が存在する場合、人民法院は情状に応じて委託の終了、鑑定費用の返還命令等の措置を講じることができ、関連する行政主管機関または業界協会に司法提案を送付できる旨を明確にした。鑑定機関、鑑定人が故意に虚偽鑑定を行った場合、人民法院は前記措置を講じるほか、民事訴訟法の民事訴訟妨害に対する強制措置に関する規定に従い処罰することができ、違法犯罪の嫌疑がある場合は関連機関に手がかり情報を移送して処理すべきである。当事者が自ら委託した関連専門機関または関係者が故意に虚偽の専門家意見を作成した場合、または当事者が申請した専門的知識を有する者が出廷時に故意に虚偽の陳述を行った場合、人民法院は民事訴訟法の民事訴訟妨害に対する強制措置に関する規定に従い処罰することができ、違法犯罪の嫌疑がある場合は関連機関に手がかり情報を移送して処理すべき旨を明確にした。

判例

最高人民法院：技術的課題の発見も発明創造に進歩性を具備させることが可能

事件概要

最高人民法院は、上訴人である天津大某科技有限公司（以下「大某社」という）と、被上訴人である天津奥某自動車販売有限公司（以下「奥某社」という）、第一審被告である国家知識産権局との間の実用新案無効行政紛争事件（審決取消訴訟）について終審判決を言い渡した。

本件は、大某社が保有する「導電回路の原理に基づく管路切断検出システム」という名称の実用新案專利（以下「本件專利」という）に関し、出願日は2017年9月7日、登録公告日は2018年3月30日、專利権者は大某社である。

奥某社は本件専利について国家知識産権局に無効審判を請求し、本件専利の請求項 1～7 は進歩性を有しないと主張し、証拠 1～4 及び周知常識証拠を提出して、本件専利権の全部無効を宣告するよう求めた。国家知識産権局は審査の後、第 58320 号無効審判請求審査決定（以下「本件審決」という）を発行し、奥某社の無効理由は成立しないと認定し、本件専利権の有効性を維持した。

本件審決において、国家知識産権局は、本件専利の従来技術への貢献は、クランクケース換気管路の切断検出回路が短絡を起こした場合に検出結果が不正確になるという技術的課題を発見したことにあり、この問題の発見に基づき、本件専利は通常の短絡検出技術を参考にし、切断検出回路上に ECU ユニットの電源と接続された抵抗ユニットを設けることで切断検出の正確性を向上させたと認定した。しかし、周知常識証拠及び証拠 2～4 はいずれも、当業者は本件専利が解決しようとする前記技術的課題を発見することを示唆しておらず、これに基づき、当業者には従来の短絡検出技術的手段を証拠 1 に適用する動機もないと判断した。

奥某社はこれを不服として北京知的財産権法院に行政訴訟を提起した。第一審法院は本件審決の取消しを判決した。大某社は第一審判決を不服として、最高人民法院に上訴した。

最高人民法院の第二審は、本件の争点は、本件専利の請求項 1 が進歩性を有するか否か、具体的には、本件専利が証拠 1 に対して実際に解決する技術的課題が、本件専利の進歩性を具備させることができるか否かにあると認定した。

最高人民法院は、一部の発明創造において、その主な貢献が従来技術に存在する技術的課題を発見しその技術的課題を引き起こす原因を分析したことにあり、かつ当業者が出願日前に当該技術的課題を発見することが困難であった場合、たとえ当該問題を解決する技術的手段が当業者にとって容易に想到できるものであっても、それのみをもって直ちに当該発明創造の進歩性を否定すべきではおらず、あるいは、当該技術的課題の発見自体も当該発明創造の進歩性を具備させることができると認定した。

本件について、まず、本件専利と証拠 1（最も近い従来技術）の全体の技術的構想は同一であり、いずれもクランクケース換気管路に「切断検出回路」を設ける方式により、管路が切断された場合に回路も切断されて警報信号を発し、これにより管路の切断状況を識別するものである。請求項 1 の証拠 1 に対する相違点は、請求項 1 が当該検出回路自体の短絡状況に対する検出を追加したことにあり、各当事者は前記相違点に係る技術的手段が当業者の周知常識であることを認めている。

次に、既存の証拠は、本件専利の出願日前に、当業者が当該検出回路の切断が必ずしもクランクケース換気管路システムの切断を意味しないことを認識していたことを証明できない。そして本件専利は、前記相違点により、当該切断検出回路の切断を識別した後、対地短絡により当該検出回路の切断が生じたのか、それともクランクケース換気管路システムの切断により当該検出回路の切断が生じたのかをさらに判断し、これにより車両メンテナンスの緊急度を判断することができる。

最後に、本件証拠は、本件專利の出願日前に、当業者は本件專利が解決しようとする技術的課題を意識し、本件專利と同一または基本的に同一の技術的解決手段を提案した、または提案できたことを証明するものではないため、当該技術的課題は当業者にとって自明ではない。本件專利が当該技術的課題を解決するために使用する技術的手段は当業界の通常の技術的手段であるものの、本件專利は当該技術的課題を発見し請求項 1 に示される技術的解決手段を提案し、かつ当該技術的課題をある程度解決し、これにより本件專利の請求項 1 の進歩性を具備させるのに十分である。

以上の通り、最高人民法院は大某社の上訴請求が成立すると判決し、第一審判決を取り消し、奥某社の訴訟請求を棄却した。

第二審案件番号：(2024)最高法知行終 688 号、判決文の[参照リンクはこちら](#)。

典型的意義

本件の典型的意義は、最高人民法院が「技術的課題の発見」の進歩性判断における独立した価値を明確にしたことにある。最高人民法院は、專利が当業者にとって容易には発見できない技術的課題を発見し、当該技術的課題を解決する技術的解決手段を提案した場合、たとえ当該技術的解決手段が通常の技術的手段を採用していても、当該技術的課題の発見自体が本件專利の進歩性を具備させるのに十分であると判断した。

本件は従来技術改良の難点に焦点を当て、進歩性判断のルールを豊富にし、後知恵に基づいて研究開発過程における問題の発見、原因の分析、解決策の提案という創造的な貢献を単に「通常的手段」と認定することを避けるべきであると強調した。その裁判の導きは、イノベーション主体が真の技術的課題に注目することを奨励し、「真の課題」をめぐって形成された「真のイノベーション」を保護することにある。